

# 医療機関へ提示する書類のイメージ

令和6年

～9月

10月～12月

令和7年

1～3月

4～6月

7～9

10月～12月

令和8年

1月～

組合員証

組合員証の発行

発行済みの組合員証は令和7年12月1日まで有効（経過措置）

マイナ保険証を取得していない新規加入者に資格確認書を交付します。

資格確認書

令和7年12月1日までに、マイナ保険証を取得していないすべての加入者に対して資格確認書を交付する予定です。  
内容が決まり次第、追ってお知らせします。

12月2日

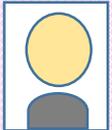
組合員証発行終了

12月2日

経過措置終了

組合員証の使用不可

マイナ保険証



マイナ保険証は、制度の切り替えにかかわらずご利用いただけます。